

証券コード 7591  
平成29年6月23日

株 主 各 位

東京都港区西新橋三丁目12番10号

**株式会社 エクセル**

代表取締役 大 滝 伸 明  
社長執行役員

## 第57期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催いたしました当社第57期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告および決議されましたのでご通知申し上げます。

併せて第57期報告書を同封いたしましたので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項
1. 第57期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第57期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

本件は、上記1. および2. の内容を報告いたしました。

## 決 議 事 項

### 第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期の期末配当金は、1株につき17円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名のほか必要に応じて取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会において選定した代表取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第23条～第28条 (条文省略)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第29条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を置くことができる。執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において選定した代表取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第23条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第29条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって、社長執行役員を定めるほか、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員、その他の役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p>③ <u>執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本件は、原案どおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）に大滝伸明、谷村偉作、小川志郎、川端 一、富永之衛の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

**第4号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案どおり監査等委員である取締役に佐田雅彦氏が選任され、就任いたしました。

以 上

---

### 配当金のお支払いについて

第57期期末配当金は、同封の「配当金領収証」にて、払渡期間（平成29年6月26日から平成29年7月28日まで）内にお受け取りください。なお、「配当金計算書」を同封いたしておりますので、ご確認ください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

以 上